

互助組合(退職組合員)事業一覧表

互助組合
(082) 228-1386

互助組合では、現職組合員を対象とする事業の他に、退職組合員を対象とする事業として、退職医療制度を実施しています。退職医療制度の事業については、次のとおりですので、御退職の際に御活用いただきますようお願いいたします。

《退職医療事業》

互助組合員であった方が、退職時に任意で加入できる終身組合員制度で、退職後の医療費の自己負担額を軽減する医療給付を中心とした給付事業や、福祉事業を実施し、退職後の生きがいのある豊かな生活を実現していくとするものです。

この制度には、退職時の満年齢が45歳以上の方が加入できます。

事業名	事由	内容
給付事業	療養補助金	組合員が保険医療機関に受診したとき 保険適用分の総医療費の2割 ※ 医療機関ごとに月最高限度額63,600円まで ※ 70歳に達する会計年度末まで給付 ※ 公的な医療費助成を受給している方で、自己負担額が総医療費の2割未満の場合は、自己負担額を限度として給付 [請求払]
	死亡弔慰金	組合員が死亡したとき 加入期間(10区分)に応じて 20,000円～ 200,000円
	慶 祝 金	組合員が70歳以上の長寿年齢に達したとき ・70歳(古希) 10,000円 ・77歳(喜寿) 20,000円 ・80歳(傘寿) 30,000円 ・88歳(米寿) 50,000円 ・90歳(卒寿) 50,000円 ・99歳(白寿) 50,000円
	脱退一時金	組合員がやむを得ない理由で脱退したとき 加入時の基準掛金額の1/2を限度として 20,000円～ 200,000円
福祉事業	1日人間ドック助成	18医療機関 1,400人 1人12,000円を定額補助
	健康記念	70歳の年度末までに療養補助金を受給していない者 30,000円
	入院助成	引き続き7日以上入院治療したとき 1会計年度最高60日間まで 1日 1,000円
	普及事業	広報紙「互助だより」 全組合員に配付

※ これは令和6年度の事業内容です。

※ 退職医療事業は、収入と支出の状況等により、令和7年4月から事業内容の見直しをします。見直しする内容は、慶祝金について、全ての年齢の給付額を10,000円に変更します。